

「神の前に歩む」(ローマ二・一〜一六)

1 ユダヤ人との対話

今日の箇所、一読しただけでは分かりにくいところですが。パウロはここで何を、どう問題にしているか、それに焦点をあてて申し上げたいと思います。私どもも無関心ではられないテーマです。

全体をざっくり理解していただくために、はじめに申し上げておきたいのは、今日の箇所は、先週の箇所(一・一八〜三二)と密接につながっている、それを受けて書かれているということです。どのようにつながっているか、どのように受けているか、それをまず簡単に申し上げます。

一章の後半、先週の箇所で語られていたのは、聖書の見出しを参考に、ひと言で言えば、「人類の罪」でした。

人間の罪の現実、神なき人間の有様を、パウロは描いていたのです。その洞察の深さ、きびしさ、的確さは、聖書の中でも一番です。

いま「語られている」とか、パウロは「描いている」と言いましたけれど、それはその通りなのですが、ただ客観的に書いているというわけではありません。パウロは「断罪している」のです。

パウロが人類の罪に対してきびしい言葉を語り、断罪しているとき、彼が言っていることは自分たちには当てはまらないと考えていた人たちがいました。それがユダヤ人たちです。

なぜかと言えば、われわれユダヤ人はまことの神を知っている、創造の神を知っている、神から与えられた掟(律法)を通して神の御心を知っている神の民だからというのです。

ですからその意味でユダヤ人たちは、同胞パウロの言葉に、人類の、すなわち、異邦人の罪の描写に同意しているのです。そして自分たちは、そこで描かれた者たちとは違う、パウロの書いていることは、われわれユダヤ人には当てはまらない、と考えていたのです。

いま第一章を受けて、新しく第二章をパウロが書き始め、きびしい調子で対話を試みようとしているのは、じつはまさにそのようなユダヤ人たちとでありました。

だから、すべて人を裁く者よ、弁解の余地はない。あなたは、他人を裁きながら、実は自分自身を罪に定めている。あなたも人を裁いて、同じことをしているからです。神はこのようなことを行う者を正しくお裁きになると、わたしたちは知っています。このようなことをする者を裁きながら、自分でも同じことをしている者よ、あなたは、神の裁きを逃れられると思うのですか・・・(一〜節)。

ここで「人を裁く者よ・・・あなたは」と言われているのはだれかと言えば、それがまさにユダヤ人です。つまりユダヤ人は人を裁いていたのです。「人」とは、ここ

では異邦人のことです。異邦人は、まことの神を知らない。それゆえ汚れと罪を満ちていると。ですからパウロが、先週の箇所でもまことの神を知らない異邦人を断罪したとき、ユダヤ人たちはこう言ったでしょう、パウロよ、異邦人についてお前が書いていることにわれわれも賛成だ。

ただ、手紙の宛先のローマの教会の中にそうしたユダヤ人たちがいるということは考えられないので、この「あなた」というのは、パウロが福音をこれまで宣べ伝えてきた中で、いたるところで相手にしてきたユダヤ人、それをまとめて表している呼び名であろうと思います。

そしてそのようなユダヤ人たちに対していまパウロは断言いたします。あなたたちも、あなたたちが見下し、裁いている異邦人と「同じことをしている」。異邦人に弁解の余地がないのと同じく、あなたがたにも弁解の余地はない。あなたがたも神の裁きを、終末的な神の裁きを逃れられないと。

2 行いの問題

異邦人について、彼らの不信仰、罪、不義を語ることは、パウロにとって難しいことではなかったと思います。ユダヤ人は、日頃から、異邦人をそのような存在として見ていたからです（エフェソ二・一二）。回心以前のパウロもそうした考えを持っていたはずで。

しかし回心後、パウロには、異邦人ばかりでなく、じつにユダヤ人たちの罪が見えはじめていたのです（ガラテヤ二・一五以下）。ユダヤ人たちの罪とは、すなわちユダヤ人である自分の罪のことです（テモテ一、一・一五）。キリスト者となったパウロは、ユダヤ人の本当の問題、その不信仰、その罪が、いつそうはつきり見えていたのです。

どこでそれが見えてきたかといえば、それは律法においてです。律法とは、旧約に示された、人が守り行うべき掟です。たんに掟というより、そこに神の御心が明らかに示されているのです。

ですから律法を行う、実行する、そうすれば、御心にかない、救われるとユダヤ人たちは考えていました。しかしそこにいろいろの問題のあることがパウロには明らかになってきたのです。

例えば、本当にそれを行うのだろうかという問題。行おうとして、そこに生じてくる人間の傲慢の問題。神に対しても誇り、人に対しては、とり分け行うことのできない人々に対する裁き、差別の問題。そして究極的には、そこに顔を出す人間の罪の問題です。実際パウロはこのローマ書でこれらの問題を、今後くり返し取り上げていくことになりました。

今日の箇所は、しかしまだその一つ手前の問題を扱っています。それは、先ほど申しましたように、異邦人は、まことの神を知らないゆえに道徳も倫理もない、汚れと罪に満ちているとユダヤ人たちは考えているけれど、それには理由があるのかという問題です。異邦人は律法を持たない、その通り、しかしそれだけで神の救いから閉め出されているのかという問題です。

そのためにパウロが目にしたのが〈行い〉の問題でした。今日の箇所最初からパウロは〈行い〉を問題にしています。「神はこのようなことを行う者を正しくお裁きになると、わたしたちは知っています」（二節）。これを受け、六節以下で次のように書いています。

神はおのおのの行いに従ってお報いになります。・・・すべて悪を行う者にはユダヤ人はもとよりギリシア人にも、苦しみと悩みが下り、すべて善を行う者にはユダヤ人はもとよりギリシア人にも、栄光と誉れと平和が与えられます。神は人を分け隔てなさいません（六～一節）。

こうした言葉から、律法を知っているか、知らないか、ではなく、つまりその人がユダヤ人か否かではなくて、神は、それがだれであれ、人の〈行い〉を問題にしていることが明らかにされます。

3 神の前に歩む

さて〈行い〉が問題だ、その点で、ユダヤ人であるかそうでないかは問題にならないという言い方は、ユダヤ人には不快なことかも知れません。というのも彼らは自分たちが特別に神に選ばれた民、エリート（選良）を自負していたからです。その証拠は律法（聖書）にあつたのです。しかしある人が律法をもった民族に属することが神の前で意味をもつではありません。問題は、パウロがくり返し語っているようにそれを行うかどうかということなのです。

要するに、律法を持たない、律法を知らない異邦人も（日本人も入る）、神の救いから閉め出されていないのです。逆に言えば、ユダヤ人も、律法を行うことがなければ、御心にかなうことにはならないのです。

律法を知らないで罪を犯した者は皆、律法と関係なく滅び、また、律法の下にあつて罪を犯した者は皆、律法によつて裁かれます。律法を聞く者が神の前で正しいのではなく、これを実行する者が、義とされるからです。たとえ律法を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行えば、律法をもたなくとも、自分自身が律法なのです。こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています。彼らの良心もこれを証しており、また心の思いも、互いに責めたり弁明し合つて、同じことを示しています（二二～二五節）。

〈律法〉とは神からイスラエル民族に与えられた規範としての掟のことです。言葉として書き記された神の御心です。一般に、出エジプト記から申命記までに書かれているものを指しています。律法には神の意志が明らかにされています。人はそれを踏みおこなわなければなりません。ユダヤ人はそれに従い、それを守ることが求められています。ここにパウロが書いているように「これを実行する者が、義とされる」のです。

しかしパウロはここで、大胆にも、律法を持たない異邦人でも、律法の求めることを自然に行う可能性があることに触れ、律法の要求する事柄がその心に記されていることを語っています。

それを証しているのが二つあると言っています。一つは、人間の「良心」の存在です。もう一つは、私どもの、いわば心の葛藤です。こうしようと、例えば一方で考えながらも、他方で、そうしてはならないということも、私ども自身の心の中に聞こえてきます。

例えば、良心。いろんな考え方がありますが、私どもの中に、そうした心の働きがあることはたしかです。そして良心とはそれを通して神の思い、律法が私どもに認識される、証しされる能力のことです。

とはいえ人間は罪人ですから、良心だって汚れている、それだけ清いというわけにはいかない。しかし、私どもの神への信仰と服従の中で、そうした良心には、神の思いを、たとえ静かな声だとしても（列王上一九・一二）、私どもに伝える可能性があるのです。

ここでボン・ヘッファー（1906-45）のことを思い起こします。この人は、ご存じの方も多いと思いますが、ヒトラー政権に反対し、抵抗し、最後にヒトラー暗殺計画に加わったとして逮捕され、二年の獄中生活をへて、ナチ政権が倒れる一ヶ月前、収容所で殺された神学者、牧師です。

彼は当時ドイツ国防軍内部で密かに進行していたヒトラー暗殺計画に一九四〇年頃に加わっていきます。詳しいことは省略して、一つの大きな神学的な問題は、彼が加わろうとしていることが、十戒の第六戒、「なんじ、殺すなかれ」に抵触することでした。彼は大きな罪を犯すことになりました。イエス・キリストの救いを先取りし予定に組み込むわけにはいきません。それでも、彼は、それに加わっていくのです。それは神が、ある一定の状況の中で、自分だけに命じている服従の道、信仰の決断があるというのです。

詳しいことは申し上げませんが、パウロがここで書いていることは、ボン・ヘッファーの例と同じであるように思います。

神の律法が私どもの心に記されているとしても、何を行うか、どのように行うかまで具体的に、客観的に明らかなわけではありません。一人ひとりにとって、それは違うのです。パウロは、最後にこう言っています。

そのことは、神が、わたしの福音の告げる通り、人々の隠れた事柄をキリスト・イエスを通して裁かれる日に、明らかにするでしょう（一六節）。

私ども人間が、この世でなす決断と行為が、本当に正しく、主に従うことになるのかどうか、終わりの日まで分からない。終わりの日に明らかにになります。間違った判断であったかも知れません。しかし信仰のゆえに、主に従うために、自分の決断を先延ばししていいということにはなりません。主の執り成しと赦しを祈る中で、自らが御心と思う道を歩んでいく以外にありません。それが良心をもって神の前に歩むということ、すなわち、主に従うということです。

（二〇二三年一月二九日）